

No.	機関等	ページ等	修正意見等	修正・対応状況等
＜ 2 県土利用の基本方針に関する主な意見 ＞				
1	棚倉町	P4 下段枠内 項目 3、 項目 4	避難指示区域等の面積等複合災害からの復興の進展を表している数値等について、時点の記載方法を統一した方がよい。	御意見のとおり数値の後に時点を表記するように修正します。
2	環境省	P9 14行目	「深刻化している自然災害に対する県土の安全性の確保」について、「地球温暖化に伴う気候変動の影響により、台風や大雨に伴う水害や土砂災害が頻発化・激甚化が懸念されており、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させる「気候変動×防災」の観点からも、流域全体としての防災・減災対策の強化など（略）」に追加・修正いただきたい。「気候変動×防災」の観点の追加及び個々の台風や大雨に気候変動の影響があるとは言えず、気候変動で災害が激甚化していることはまだ立証されていないため。	御意見を踏まえ、本文を「地球温暖化に伴う気候変動の影響により、台風や大雨に伴う水害や土砂災害の頻発化・激甚化が懸念されており、」に修正します。 「気候変動×防災」の観点については、本文の後に、「※ 県土の安全性を高める土地利用の推進にあたっては、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させる「気候変動×防災」の考え方も取り入れていく必要があります。」と追加します。
3	桑折町	P10 6行目	土地利用の転換については、当該地毎に必要性や合理性等を勘案しつつ判断すべきものであり、計画的に行う必要があるものの、慎重である必要はなく、「慎重」の文言を削除すべき。	6行目に記載しているように、土地の利用については「不可逆性」という特徴があるため、一旦実行された利用転換について元に戻すことは困難であると考えており、その実行に対しては慎重に行われるべきであるため、そのままの表現とさせていただきます。 なお、この点については、福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会の委員からの意見を受け明記したものです。
4	桑折町	P15 7行目	中心市街地や生活拠点等に集約すべきものは都市機能であり、農地の振興をうたう本計画との整合性（P16オ（ウ）、P19(2)イ、P20オ）を勘案すれば、「住居」との文言を削除すべき。	P15では環境負荷が小さい持続可能なまちづくりを目指すことを、P16では、人の営みと自然の営みの調和をめざすことについて記載しているものであって、解決すべき課題に対する方針としては別のものです。そのためこの二つの方針については整合性に問題はないと認識しているものですので、現行の記載のままとさせていただきます。 なお、P15の記載は全ての都市機能及び住居を中心市街地や生活拠点等に集約することとしているわけではなく、P20オにおいて、都市と農山漁村の地域間の機能分担や連携・交流により地域の活力の維持向上を図る土地利用の推進について明記しているところです。
5	桑折町	P16 22行目	里地里山や水辺地等の自然環境の保全・復元、歴史的・文化的風土の保存などについて、歴史的・文化的風土の解釈如何ではあるが、保存とは里地において居住者がいなければ維持できないことから、地域コミュニティ等の文言を追加すべき。 案(1)歴史的・文化的風土の保存【に必要な機能の確保】など・・・ 案(2)歴史的・文化的風土の保存【に必要なコミュニティ機能の確保】など・・・	御意見を踏まえ、以下のように修正します。 「また、里地里山や水辺地等の自然環境の保全・復元、歴史的・文化的風土の保存など、これらに必要な機能の確保に配慮し、豊かで多様な自然環境の保全を図るとともに、地域資源を生かした県土利用を推進します。」
＜ 3 計画の実現に向けた措置の概要に関する主な意見 ＞				
6	棚倉町	P18 23行目	「生活環境が整い」→「生活環境を整え」の方がよい。	本表現は、前段で記載している社会資本整備の具体的な例として、「生活する人たちが安心して生活する」（土地利用）、「子育てがしたいと思えるような生活環境が整っている」（土地利用）、「子供の健やかな成長と福島の将来産業を担う人づくりが図られる」（土地利用）ように、全て「土地利用」につながるような構成（表現）としているため、現行の表現とさせていただきます。
7	桑折町	P20 10行目	「地域コミュニティ維持のため、地域住民の日常生活を支える鉄道・バス等の地域公共交通の維持・確保に向けた取組を推進します」について、地域コミュニティの解釈如何であるが、市街化以外の地域を指しているのであれば、当該地域の維持については、公共交通の維持・確保のみでの達成はできないのではないか。	御意見を踏まえ、「地域コミュニティ維持に必要な、地域住民の日常生活を支えるバス等の地域公共交通の維持・確保に向けた取組を推進します」に修正します。
8	小野町	P21 17行目	「安心・安全な県土の再生へ」を、「安全・安心な県土の再生へ」に修正。 他ページで“安全・安心”との記載が多いので、文言を統一。	安全・安心に統一しました。
9		P21 22行目	（県復興・総合計画課修正）	気候変動による大雨に対する制限として、「土砂災害等のリスクの高い地域の土地利用を制限する」ことを明記しました。
10	環境省	P21 24行目	「イ 安心・安全な県土の再生へ」において、「防災・減災のみならず、（略）」の前に、「土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想も持って、」を追加いただきたい。「適応復興」の考え方を追記するため。	御意見を踏まえ、本文の後に、「※ 被害を最小限に抑える土地利用施策を推進するにあたっては、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の考え方に留意します。」と追加します。
11		P22 22行目	（県復興・総合計画課修正）	土砂災害への取り組みについて、「開発行為については、土砂流失又は崩落その他の災害の発生のおそれがないように関係法令に基づく規制をする」ことを明記しました。

12		P25 16行目	(県復興・総合計画課修正)	「人と自然が調和した適切な県土管理」を全体的に修正し、農地や森林などの転換に際しては、県が自然災害等に対する安全確保などに配慮された慎重かつ計画的な土地利用を促進することを明確にしました。
< 5 地域区分ごとの土地利用の原則 >				
13	桑折町	P29 9行目	県北地方の産業について、「交通アクセスの良さも活かしつつ」との記載のうえ、「成長産業のみの企業誘致を期待」と限定記載されている。 交通アクセスを活かすのであれば、流通業務としての機能集積も期待されることから、他業種への配慮も追記すべき。	8行目において、交通アクセスの良さを生かし物流拠点として他地域との連携強化が期待される旨記載しているところですが、成長産業以外の産業への配慮について、より表現を適正化するため次の通り記載を整理させていただきます。 「(前略) 物流拠点としての様々な地域との連携・交流の強化とともに、既に一定の集積が進んでいる輸送用機械・情報通信用機械産業に加え、再生可能エネルギーや医療関連産業等の成長産業について、(中略) 企業誘致や人材育成を推進していくことが期待されています。」 なお、それ以外の分野に関しては、「3 計画の実現に向けた措置の概要」に記載している通りです。
14	塙町	P31 6行目	平成28年3月に国土交通省が策定した首都圏広域地方計画の中でF I T広域対流圏の強化プロジェクトが提示されており、広域観光周遊ルートの構築など福島、茨城、栃木の3県の連携が計画されている。また、県南地方では八溝山周辺地域定住自立圏など県境の交流が進んでいる。 以上を踏まえ、本地域内は、国立公園や県立公園など美しい自然環境や里山が県境を中心に広がっており、首都圏を始めとする都市部との交流による豊かな地域づくりが見込まれる地域であることを記載いただきたい。	御意見を踏まえ、「国立公園や県立公園など美しい自然環境が広がっている地域であること」及び「首都圏を始めとした都市部との交流に優位性があること」について、全体的に表現を見直します。
15	相馬市	P34 23行目	文章のつながぎを考慮し、接続詞等を以下のように修正したほうが良い。 なお、地域の北側には「双葉断層北部(塩手山断層)」が走っていることや、東日本大震災および令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、地震や津波、出水期、台風期を中心とした河川氾濫などの自然災害への対応も必要になっています。	御意見のとおり修正します。
<6 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 >				
16	桑折町	P37 2行目	市街化調整区域の記載が、同頁内「ウ 区域区分が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用」と比較し、利用内容が【緑地等の保全】とのみ記載されており、抑制され過ぎた表現ではないか。	市街化調整区域(「市街化を抑制すべき区域」)の説明としては、適切な表現であると考え、現行のままとします。
17	郡山市	P37 2行目	「特定」とはどのようなことを想定しているのかを確認したい。	市街化調整区域は、開発を抑制すべき区域ですが、国の指針(都市計画運用指針)において、「市街化調整区域の性格付けの中であっても、保全することが適当な区域など厳しく許可基準を運用することが求められる区域を除き、地域の実情によっては、計画的な市街化を図る上で支障がない開発行為、市街化を促進するおそれがなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、個別に許可を行う場合もある。」とされています。 具体的には、周辺の市街化調整区域に居住している人のための日用品販売店舗・公共公益施設(診療所、社会福祉施設)、ガソリンスタンドやドライブインなどの沿道サービス施設、分家住宅などが市街化区域内での開発事例ですが、本計画においては、そのような場合について総称的に記載しているものです。
18	桑折町	P38 16行目	各種法令に基づく手続きを経れば他用途への転用を認められているため、P37イのように、「特定の場合(or法令等に定めがある場合)を除き、他用途への転用は行わないものとします。」としてはどうか。	本記載は地域区分ごとの土地利用の原則を記載したものであり、個別法による転用などについて網羅的に記載するものではありません。 そのため、現行のままとさせていただきます。
19	桑折町	P42 14行目	農用地区域と実質的に想定される農業振興地域は、都市計画の設定範囲においては市街化調整区域内において指定することが可能であると法令上規定されており、法解釈と整合していないのではないか。	この項目では、個別法令において指定が可能かどうかについて言及しているものではなく、区域指定が重複(＝個別法により複数の区域に指定されている)している場合に、どのような考えのもとで調整するかを記載したものです。
20	白河市 棚倉町	P43 22行目	「自然環境の保全との」に修正するべき。	「自然環境の保全との(調整を図りながら、)」に修正します。